

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年2月まで

国民年金保険料は納付しなければならないものと思っており、数か月分まとめて納付したこともあったが、全ての期間について納付してきたつもりであった。申立期間については、私自身が銀行や郵便局で納付したはずである。未納期間があることが不思議でならないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みである上、申立人は、婚姻前の期間に係る夫の国民年金保険料の未納分についても完納するなど、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間当時の住所地であるA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は保管されていないものの、その後転居したB市が管理する国民年金被保険者名簿では、申立期間は納付済みと記録されているところ、同市によると、国民年金被保険者の転入時には、社会保険庁（当時）又は前住所地に納付記録を確認し、直接入力していたとしており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月20日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和46年4月1日に入社し、平成15年6月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録を見ると、昭和46年8月20日から同年9月1日までの記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事台帳及び同社の回答並びに申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月20日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和46年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年7月から18年8月までは26万円、同年9月から19年6月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の17年7月から19年6月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、17年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から18年2月までは26万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは26万円、19年1月及び同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月1日から19年7月1日まで

私は、平成17年7月1日にA社において、厚生年金保険に加入した時点から、給与支給額より低い額で標準報酬月額が届けられていた。21年8月21日に事業主から社会保険事務所(当時)に対し給与支給額に基づく標準報酬月額の訂正届が提出されたが、申立期間については、時効により訂正されなかったことに納得できない。申立期間も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、

平成17年7月から19年6月までは16万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月21日に、17年7月から18年8月までは26万円、同年9月から19年6月までは30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から18年2月までは26万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは26万円、19年1月及び同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎報酬訂正届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に社会保険事務所に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年1月から20年8月までは47万円、同年9月から21年11月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から21年12月1日まで

私は、A社に勤務しているが、平成18年10月1日から21年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬月額に比べて低額である。同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を遡及して提出しているため、年金額に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までの標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までについて、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初18万円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月に、47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成19年1月から20年8月までは47万円、同年9月から21年11月までは44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年12月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年1月から20年8月までは59万円、同年9月から21年11月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から21年12月1日まで

私は、A社に勤務しているが、平成18年10月1日から21年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬月額に比べて低額である。同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を遡及して提出しているので、年金額に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までの標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までについて、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初9万8,000円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月に、59万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（59万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成19年1月から20年8月までは59万円、同年9月から21年11月までは56万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年1月から20年8月までは47万円、同年9月から21年11月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から21年12月1日まで

私は、A社に勤務しているが、平成18年10月1日から21年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬月額に比べて低額である。同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を遡及して提出しているので、年金額に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までの標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までについて、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初18万円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月に、47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成19年1月から20年8月までは47万円、同年9月から21年11月までは44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果19年1月から20年8月までは32万円、同年9月から21年11月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年1月から20年8月までは32万円、同年9月から21年11月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から21年12月1日まで

私は、A社に勤務しているが、平成18年10月1日から21年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬月額に比べて低額である。同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を遡及して提出しているので、年金額に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までの標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までについて、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初16万円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月に、19年1月から20年8月までは32万円、同年9月から21年11月までは34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19年1月から20年8月までは32万円、同年9月から21年11月までは34万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった給料明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成19年1月から20年8月までは32万円、同年9月から21年11月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までに、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、19年1月から20年8月までは18万円、同年9月から21年11月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年1月から20年8月までは18万円、同年9月から21年11月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から21年12月1日まで

私は、A社に勤務しているが、平成18年10月1日から21年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬月額に比べて低額である。同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を遡及して提出しているので、年金額に反映してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年1月1日までの標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から21年12月1日までに、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初9万8,000円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月に、19年1月から20年8月までは18万円、同年9月から21年11月までは19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19年1月から20年8月までは18万円、同年9月から21年11月までは19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成19年1月から20年8月までは18万円、同年9月から21年11月までは17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めており、また、当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月1日から同年10月1日までの期間、15年4月1日から同年9月1日までの期間及び17年4月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を13年4月から同年9月までは18万円、15年4月から同年8月までは19万円、17年4月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から同年10月1日まで  
② 平成15年4月1日から16年8月1日まで  
③ 平成17年4月1日から同年9月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成13年4月1日から同年10月1日までの期間、15年4月1日から16年8月1日までの期間及び17年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額が、私の所持している給料支払明細書と相違しているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年4月1日から同年10月1日までの

期間、15年4月1日から同年9月1日までの期間及び17年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書及びA社から提出のあった申立人に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、13年4月から同年9月までは18万円、15年4月から同年8月までは19万円、17年4月から同年8月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年8月1日までの期間について、前述の給料支払明細書及び賃金台帳により、当該期間に係る事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年 4 月に会社を退職したと同時に国民年金に加入し、申立期間について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。

妻が集金人に対して国民年金保険料を納付していないとは考えられないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間について、A市の収滞納一覧表において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻についても、保険料の納付記録は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間について、A市の収滞納一覧表において、申立人の氏名が確認できないことから、申立人は、当該期間当時、同市において、国民年金被保険者として管理されておらず、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を集金人に納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間について、A市の収滞納一覧表において、「収納状況」欄は未納を示す空欄であることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、将来の備えのために昭和 58 年 12 月に国民年金に任意加入し、59 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付書で納付したが、同年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立人は具体的な納付金額及び納付した金融機関等を記憶していない上、A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間直前の昭和 58 年 12 月の検認記録欄には納付を示す「納」の押印が確認できるものの、申立期間の検認記録欄は未納を示す空欄となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年11月まで

私の父親が、平成3年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が、納付書に基づきB金融機関で納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に申立人の父親がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の両親及び申立人からは、国民年金の加入手続き及び保険料納付についての具体的な供述は得られない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年6月6日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者関係届（新規用）によると、申立人の加入手続きは、3年4月1日を資格取得日として、7年5月16日に行われていることが確認できることから、3年4月頃に加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、平成7年5月の加入手続きの時点で、申立期間の一部は既に時効により、国民年金保険料を納付することはできず、オンライン記録において、申立期間が過年度納付された記録は見当たらない上、上記の国民年金被保険者関係届の備考欄には「申免」の記載が確認できるほか、納付書欄には定額及び過年度に掛かるように斜線が引かれていることが確認できるところ、当該関係届について、A市によると、申立人は同年5月16日に資格取得届と同時に国民年金保険料の免除申請を行ったものと思われ、納付書欄の斜線については、同市

では、免除申請を受理した時点では納付書を作成していないことを意味し、申立人は現年度の保険料を払えない申請をしていることから、過年度の保険料についても払えないという話を同市にして、同市が過年度欄にも掛かるように斜線を引いたものと思われるとしている。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年10月までの期間及び50年6月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年10月まで  
② 昭和50年6月から52年12月まで

申立期間①及び②について、私が20歳になった時及びA社を退職した時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する前の昭和51年6月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、私は同年7月に結婚し、それからは妻が毎月自宅まで集金に来た年金課の担当者に夫婦の保険料を納付していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時及びA社を退職した時に、母親が国民年金の加入手続を行い、結婚する前の昭和51年6月まで国民年金保険料を納付してくれており、同年7月の結婚後は妻が毎月夫婦の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されており、申立人の同手帳記号番号前後の被保険者の記録から、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間①及び②の一部は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間①及び②について未納と記録されていることが確認できる上、B市の申立人に係る収滞納リストによると、申立期間②について未納と記録されており、それぞれオンライン記録とも一致する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人、その母親及び申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 3121

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から57年10月まで

私は、昭和51年7月の結婚直後、自宅にA市の年金担当者が国民年金の勧誘に来た際に加入手続を行った。その後、毎月自宅に集金に来た同市年金課の担当者に夫婦合わせて1万円ほどの国民年金保険料を納付していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月の結婚直後、自宅にA市の年金担当者が国民年金の勧誘に来た際に加入手続を行い、その後、毎月自宅に集金に来た同市年金課の担当者に夫婦の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B町に転居した昭和57年11月に払い出されており、申立人の同手帳記号番号前後の被保険者の記録から、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、51年7月の結婚直後に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB町の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立人の夫は、昭和53年1月から国民年金被保険者記録が確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年4月に払い出された夫の国民年金手帳記号番号の前後の欄に申立人の氏名は確認できない。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、A市は、国民年金の加入手続については基本的に市役所で行っており、担当者が自宅に訪問して勧誘及び加入手続することはなかったとしており、自宅に勧誘に来た同市の年金担当者を介して国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの期間及び4年12月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年3月まで  
② 平成4年12月から5年3月まで

私は、夫が昭和62年4月に会社を退職すると同時に国民年金に加入し、申立期間①について、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。

申立期間②について、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で毎月納付していた。

申立期間①は集金人に対して国民年金保険料を納付していないとは考えられないし、申立期間②は夫の保険料を納付して私の保険料を納付しないとは考えられないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付しており、申立期間②について、夫婦二人分の保険料を納付書で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和62年4月について、オンライン記録によると、申立人の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替えが、当初同年5月からになっており、同年4月については、平成8年6月に訂正入力されており、訂正入力されるまで、昭和62年4月は第3号被保険者として取り扱われていたことが確認できることから、申立人は、同年同月の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成元年3月までについて、A市の収滞納一覧表において、「収納状況」欄は未納を示す空欄であることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立期間①について、A市の収滞納一覧表において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、保険料の納付記録は見当たらない。

加えて、申立期間②について、平成4年度のA市の収滞納一覧表において、「賦課状況」欄には転出者であることを示す「テ」と記載されていることが確認できることから、申立人は、当時、同市において、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、オンライン記録によると、平成4年12月に申立人はB市に転出していることが確認できるものの、同市は、申立人が同市で国民年金の手続を行った形跡は確認できないとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4707 (事案 413 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 9 日から同年 8 月 26 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 26 日から 44 年 3 月 20 日まで

私がA社で勤務していた昭和40年3月9日から同年8月26日までの間及びB社で勤務していた同年8月26日から44年3月20日までの間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないにもかかわらず、受給した記録となっていることから、年金記録の訂正を求めて年金記録確認兵庫地方第三者委員会に申し立てたが、平成21年2月18日付けで記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

しかし、前回の委員会の判断に納得ができないので、新たな資料は無いが、再度調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、B社を退職して約5か月半後の昭和44年9月5日に支給決定された旨の記載が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、同社に勤める前に勤務していたA社に係る脱退手当金についても併せて支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は、B社の退職後、国民年金の加入手続きを行っておらず、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はないこと、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年2月18日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、脱退手当金を

受給した記憶が無く、前回の委員会の判断に納得できない。」と主張しているが、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 2 月 20 日から同年 12 月 20 日までの間、A社のB事務所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に申立人と同時に入社したとする元同僚の供述から、申立人は、同社には昭和 37 年 2 月に入社したことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 41 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在の判明した 25 人の元従業員に照会したところ、回答のあった者のうち 10 人は、「同社では、入社後、試用期間（2か月から 11 か月まで）があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述し、そのうち申立人が記憶する元上司は、「同社では、業務に対する経験の有無や派遣先の会社によって一定の試用期間があった。」と供述している。

さらに、当該 10 人のうちの 1 人（昭和 36 年 10 月に入社したと供述、被保険者原票によれば、同年 12 月 22 日に被保険者資格を取得）から提出のあった給与明細書を見ると、被保険者資格を取得するまでの期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人を記憶していると供述した元従業員が、中学校の同級生であ

りかつ昭和 37 年 5 月から一緒に勤務していたとする元従業員の被保険者資格取得日を見ると、入社 10 か月後の 38 年 2 月 7 日であることが確認できることから、A 社は、申立期間当時、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

その上、被保険者原票によると、申立人は、申立期間直後の昭和 37 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 平成 2 年 6 月 1 日から 3 年 5 月 1 日まで

私は、平成 2 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、A 社（現在は、B 社）で勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、その後、平成 2 年 6 月 1 日から 3 年 5 月 1 日までの期間、C 社で勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①についてB社の代表取締役の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る人事記録によると、申立人は、A社に、平成 3 年 5 月 1 日に入社し、同年同月 28 日に退職していることが確認でき、申立期間①は同社に入社する前の期間である。

また、B社は、「申立期間①当時の資料は、人事記録以外は保存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は確認できない。しかし、同保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚一人の申立期間①におけるA社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、B社の事務担当者は、「申立期間①当時は、厚生年金保険への加入については強制ではなかった。私自身も会社にお問い合わせして加入した。」と回答していることから、同社は、申立期間①当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間①に係る雇用保険被保険者記録を確認することができない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①について、申立人の親の健康保険の被扶養者（被扶養者期間は、昭和63年9月29日から平成3年11月13日までの間）となっていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、C社の元同僚の供述及び申立人の入社に至った供述等から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社の元代表取締役は、「会社は倒産し、申立期間②当時の資料は保存していないことから、申立人の申立期間②当時の状況は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚3人の申立期間②におけるC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人及び元従業員は、「申立期間②当時の従業員は、5人程度であった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、同社の被保険者数は、2人又は3人で推移していることが確認できることから、同社では、申立期間②当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間②についても、申立人の親の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。